

磐梯町で 新規就農をお考えの皆さん!!

／ 磐梯町は新規就農者を応援します! ／

退職を機に本格的に
農業に取り組みたい!



町の認定新規就農者に
なったけど資金が足りない。

農業経営の初期投資に係る経費を 最大300万円まで補助します!

※詳しくは、裏面をご覧ください

募集〆切 令和6年5月31日(金)まで

※ 予算執行の関係上いったん期限は設けますが、就農相談は随時受け付けております。

対象者

町内在住、かつ町内で新たに就農される方^{※1}（年齢制限なし）

※1 新たに就農される方とは、認定新規就農者、または地域の担い手（将来的に認定農業者になる方）として位置づけられる見込みのある方、もしくは認定農業者で認定後おおむね3年以内の方

補助対象

農機具や設備の購入費、農地賃借料やその他資材購入費等で、農業経営の初期投資にかかる経費

補助金額

上記補助対象経費の10分の10以内の額で、最大300万円（対象者1人につき1回限り）

※予算の範囲内で交付となるため、応募者多数の場合は補助の要件を満たしていても、交付額が減額または交付が受けられない事があります。

※交付対象者が8年以内に離農又は町外に転出した場合には返還対象となる要件が追加となりました。

※購入等の前に事前申請が必要のため、補助金の交付決定前にかかった経費等は原則、対象外となります。

お問い合わせ先 磐梯町産業振興課 TEL 74-1217 FAX 73-2115

令和6年度 磐梯町就農支援事業

(令和7年度終了予定)

事業内容

<p>事業継続・ 拡充の経緯</p>	<p>当町では人口減少・少子高齢化のため農業担い手の確保が喫緊の課題である中、米価の下落、世界情勢の不安定によるあらゆる資材の高騰により、町の主要産業である農業が非常に厳しい状況におちいています。</p> <p>更には、国の新規就農者の支援制度がこれまでより期間短縮されたことも受け、令和5年度から事業の継続・拡充を行い、農業担い手の確保を図ることとしました。</p>	
<p>対象者</p>	<p>町内在住で、かつ、町内で新たに就農される方※</p> <p>※認定新規就農者、または地域の担い手(将来的に認定農業者になる方)として位置づけられる見込みの方、もしくは認定農業者で認定後おおむね3年以内の方</p>	
<p>補助対象</p>	<p>農機具や設備の購入費、農地賃借料、その他資材購入費等</p>	
<p>補助金</p>	<p>対象経費の10分の10以内の額で、最大300万円 (対象者1人につき1回まで)</p> <p>※ただし、交付対象者が8年以内に離農又は町外に転出した場合等には返還対象となりますので、ご注意ください。</p>	
<p>補助金申請の流れ</p> <p>※物件購入前に補助金を受け取る場合は、順番が異なりますので事前に窓口にご相談ください。</p>	<p>事前相談</p>	<p>まずは産業振興課窓口にご相談ください。 ※交付申請は令和6年7月からです。</p>
	<p>交付申請</p>	<p>実施計画書及び収支予算書を産業振興課に提出</p>
	<p>物件購入</p>	
	<p>補助金交付 ※物件購入の前に補助金を受け取る事もできます。</p>	
<p>申請に必要な書類</p>	<p>実績報告</p>	<p>実績報告書及び収支決算書を提出</p>
	<p>事前相談</p>	<p>※すでに補助金の使途が決まっている場合は、カタログや見積書をご持参ください。</p>
	<p>交付申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実施計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 補助対象物件の内容がわかる書類(契約書・納品書等の写し) <input type="checkbox"/> 補助対象物件の写真(機械等の全体がわかるもの) <input type="checkbox"/> 購入代金が支払済みであることを証明する書類(領収書等の写し)
<p>実績報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実績報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 	

ご興味のある方、新規就農を検討されている方、まずは下記窓口へご相談ください。

磐梯町役場産業振興課 TEL 74-1217 FAX 73-2115